

現状と課題

- ・ 株式会社においては、中長期的な企業価値の向上等の観点から、株主との間の建設的な対話を行うことが重要であると考えられているが、株式会社が株主名簿上の株主（名義株主）に対して議決権の行使について指図をすることができる者（実質株主）に関する情報を把握することができず、株主（実質株主）との間の建設的な対話に支障が生じていると指摘されている。
- ・ 株式会社と株主との間の建設的な対話を促進する観点から、実質株主とその持ち株数について、株式会社が効率的に把握できるよう、適切な制度整備等に向けた取組を進めるべきとの指摘がされている。

（金融審議会「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ報告」（令和 5 年 1 2 月 2 5 日） 1 7 頁）



- ・ 現行法上、金商法に基づく大量保有報告制度の適用対象（5%超）となる場合を除き、株式会社が実質株主を確認する制度は存在しない。

会社法に実質株主確認制度を創設することについて法制審議会における調査審議へ

検討されている制度の概要

- ・ 株式会社が名義株主に対して実質株主（議決権の行使について指図をすることができる者）に関する情報提供を請求することができるものとする。

※ 法制審議会での調査審議に先立ち、会社法制研究会（座長：神作裕之・学習院大学法学部教授。委員：研究者、経団連、東証、日商、日弁連、日本投資顧問業協会、連合、関係省庁）において、制度設計の在り方についての検討が行われた。

主な論点

- ・ 対象となる株式会社の範囲
→主に上場会社を念頭に置いた制度であるが、上場会社以外も適用対象とするか
- ・ 情報提供を怠った者への制裁
→情報提供の請求を受けた名義株主等が情報提供しなかった（又は虚偽の情報を提供した）場合の制裁をどうするか 等